

議案第37号

石岡市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月26日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成31年10月1日から施行されることに伴い、勤労青少年ホームの使用料を改正するため。

石岡市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例

石岡市勤労青少年ホーム条例（平成20年石岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第10条，第15条関係）

勤労青少年ホーム使用料

（単位：円）

区分		午前	午後	夜間
		9:00～12:00	13:00～17:00	17:00～21:00
軽運動室		550	880	1,100
料理講習室		660	880	1,100
集会室（大）		440	660	880
集会室（小）		220	330	440
和室（茶室）		220	330	440
音楽室		220	330	440
図書室		220	330	440
体育館	高校生以下	550	880	1,650
	一般	1,100	1,650	2,750

備考

- 1 使用者が入場料を徴収する場合の使用料は，2倍の額とする。
- 2 市外に居住する使用者の使用料は，2倍の額とする。
- 3 利用時間が2使用区分以上にわたるときは，それらの使用料の合算額とする。

附 則

この条例は，平成31年10月1日から施行する。